

2012年1月10日

～第76期決算(2012年1月10日)分配金は10円(1万口あたり、税引前)～

スーパーバランス(毎月分配型)

《愛称》やじろべえ

分配金変更のご報告

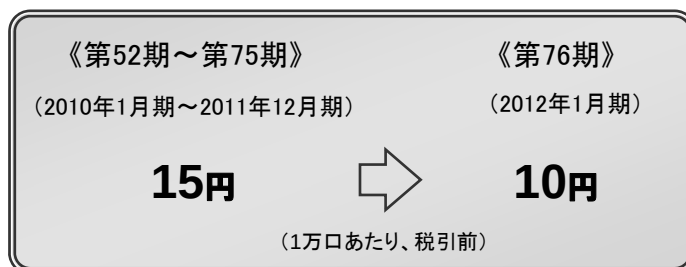
－受益者の皆様へ－

平素は「スーパーバランス(毎月分配型)」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

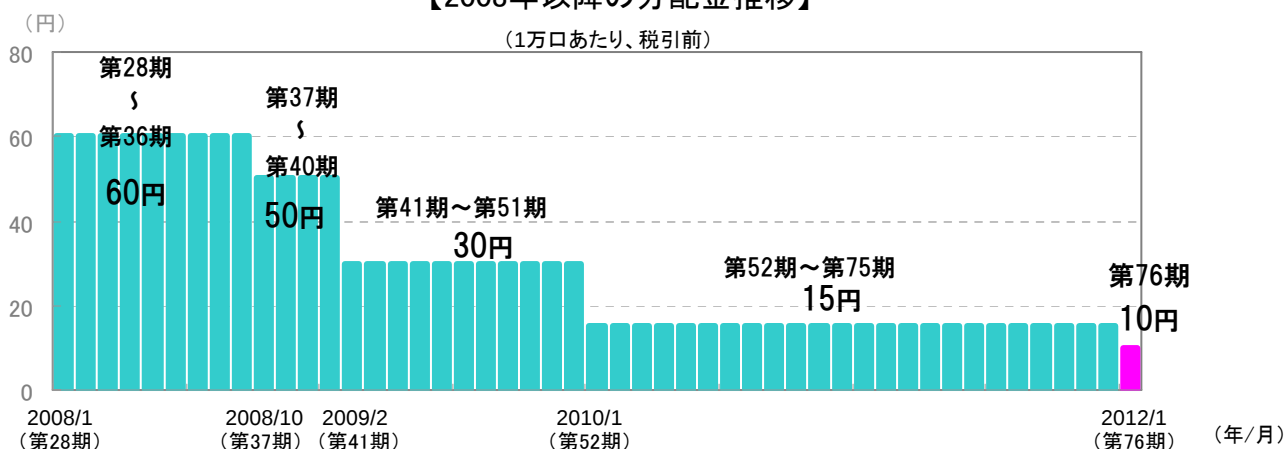
さて、当ファンドを取巻く現在の投資環境は、欧州周辺国の債務問題に端を発した信用不安が拡大したこと等により、内外の株式・リート市況の低迷や円高が続いております。

この状況を鑑み、第76期決算時(2012年1月10日)の分配金を、従来の15円から10円へ引き下げる事となりましたのでご報告申し上げます。

今後の運用につきましても、内外の株式・債券・リート6資産のバランス型運用の特色を活かし、安定した分配と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用してまいりますので、引き続き、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



【2008年以降の分配金推移】



※ 上記は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※ 分配金額は、各決算期において、委託会社が収益分配方針に基づき決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。



Q & A



Q1:分配金を変更した主な理由を教えてください

－欧州債務問題等により、市場環境の悪化、基準価額の低迷、配当等収益の低下等を総合的に勘案して決定しました－

当ファンドの分配金は、ファンドの収益分配方針、基準価額の推移、分配可能原資、市場環境等を総合的に勘案して決定しております。安定した分配を継続的に行う観点から、以下の要因等を総合的に勘案した結果、第76期決算(2012年1月10日)の分配金を15円から10円に変更いたしました。

①国内外の株式及びリート市場の低迷

2011年5月以降に、ギリシャを中心とした欧州周辺国の債務問題等に端を発した信用不安の拡大等で、実態経済は低迷しております。内外株式・リート市況も低迷、円高の進行により、当ファンドの基準価額の回復も遅れております。

②円高による外貨建て資産の配当等収益の低下

当ファンドでは、外国債券、外国株式、海外リートに約60%投資をしております。欧州財務問題以降、米ドルの水準が1ドル80円を割り込む円高水準が続いており、基準価額回復が遅れるとともに、円換算で得られる外国債券・外国株式・海外リート等の配当等収益も低下しております。

③分配可能原資の減少

分配可能原資は、経費(信託報酬等)控除後の配当等収益(利子・配当等の収入)と有価証券売買益(評価益を含む)等から構成されますが、上記のとおり、昨今の国内外の株式・リート市況の回復の鈍さや配当等収益の低下により分配可能原資も減少しました。

Q2:今後の分配方針を教えてください

－従来からの分配方針に変更はなく、原則として、安定した分配を継続的に行うことを目指します－

分配金は、収益分配方針にもとづき、安定的、継続的にお支払いすることを目指して決定しています。しかしながら、将来の分配金額についてあらかじめ一定の額の分配をお約束できるものではありません。また、市場環境や運用状況の推移によって分配金が変更される、あるいは、分配金が支払われない場合もあります。

Q3:分配金の変更は、今後の運用に影響しますか？

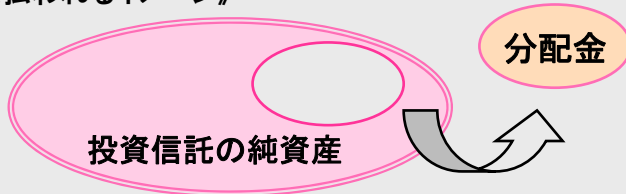
－分配金変更が今後の運用に影響することはありません－

委託会社(運用会社)は、常にお客様からお預かりした信託財産の中長期的な成長を目指しています。したがって、分配金変更が今後の運用に直接影響を及ぼすことはありません。2011年の欧州債務問題の深刻化は実態経済へ悪影響を及ぼすこととなりました。株式市場、やリート市場は未だ低迷しており、円高水準も継続しているため、当ファンドの基準価額回復は遅れていますが、今後、基準価額回復をはかるべく、一層のパフォーマンス向上を目指してまいります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

《投資信託で分配金が支払われるイメージ》

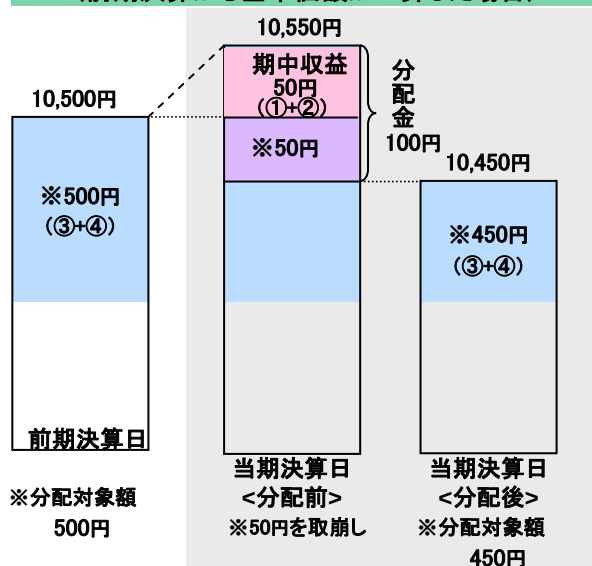


*上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

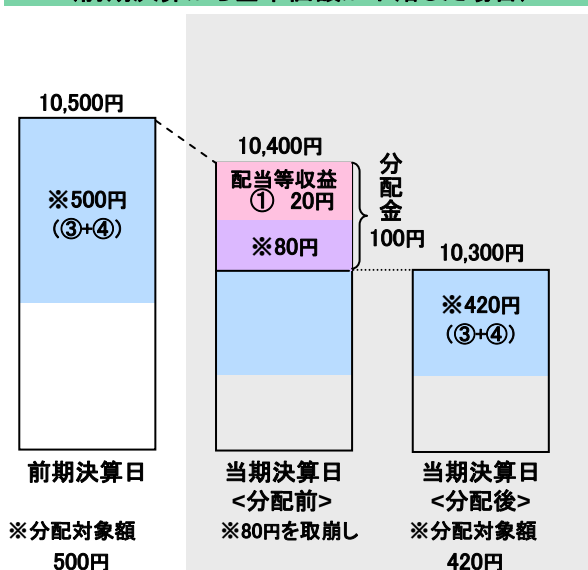
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

(前期決算から基準価額が上昇した場合)



(前期決算から基準価額が下落した場合)

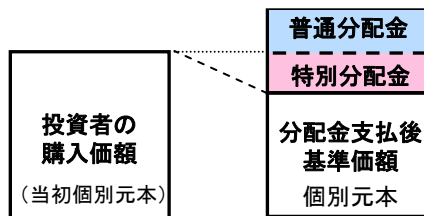


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金により構成されます。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

*上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

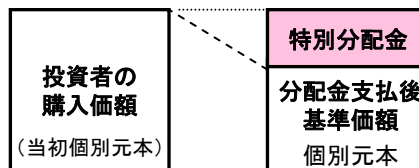
- 投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※特別分配金は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、特別分配金部分は**非課税扱い**となります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

特別分配金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、交付目論見書等でご確認ください。

ファンドの投資方針・特色およびご注意事項

《ファンドの投資方針・特色》

- 日本を含む世界の債券、株式およびリート(不動産投資信託証券)を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。
- マザーファンドを通じた日本を含む世界各国の株式・公社債への投資ならびにリートへの投資を行うことにより、資産を分散しリスクの低減を図ったバランス運用を行います。
- 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
- 世界の6資産(国内外の債券、株式、リート)に分散投資をすることによって、収益機会の多様化を図ります。
- 経済金融情勢の動向等の分析に基づくアセットアロケーション(資産配分)戦略により、リスクの低減を図ったバランス型運用を行います。
- 毎月9日(決算日が休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。

《投資信託ご購入時の注意事項》

- ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さまに帰属します。
- 投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預金等と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

《当資料ご利用にあたってのご留意事項》

- 当資料は、当ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
- 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を保証するものではありません。

■設定・運用は



明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号

加入協会:(社)投資信託協会/(社)日本証券投資顧問業協会

フリーダイヤル 0120-565787

(営業日の午前9:00~午後5:00)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

【投資リスク】

■ 基準価額の変動要因

ファンドは株式・債券、リート（不動産投資信託）など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

株 価 変 動 リ ス ク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
債 券 価 格 変 動 リ ス ク	債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
リートの主なリスク	賃料の値上げ・値下げ、入居率（空室率）の増減はリートの収益に大きな影響を与えます。自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合等、リートの価格は大きく変動することも予想されます。また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。 また、リートに関する法律（税制度、会計制度等）が変更となった場合、保有不動産を取り巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合など、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行う部分があります。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

【手続・手数料等】

■ お申込メモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位となりますので、販売会社にご確認ください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額です。(基準価額は1万口当たりで表しています。以下同じ) ※基準価額については販売会社または委託会社までお問合せください。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までに販売会社においてお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位となりますので、販売会社にご確認ください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から0.3%の信託財産留保額を控除した額です。
換 金 代 金	換金代金は換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
申 込 締 切 時 間	申込締切時間は原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
購入・換金申込不可日	—
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、および既に受付けた申込みの受付を取消すことができるものとします。
信 託 期 間	無期限(1998年12月1日設定)
繰 上 償 還	この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合、あるいはその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	毎月9日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年12回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。お取扱可能なコース及びコース名称は販売会社により異なる場合があります。
信 託 金 の 限 度 額	ファンドの信託金限度額は、5,000億円です。
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページ(http://www.myam.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	5月および11月の計算期間終了時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 なお、配当控除・益金不算入制度の適用対象外です。

■ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用																														
購入時手数料	2.1%(税抜2.0%)を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。																													
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。																													
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																														
運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用(信託報酬)の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.365%(税抜1.30%)の率を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)の実質的な配分は次のとおりです。																													
	<table><tr><th colspan="2">販売会社毎の 純資産総額に応じて</th><th>200億円未満 の部分</th><th>200億円以上 500億円未満 の部分</th><th>500億円以上 1000億円未満 の部分</th><th>1000億円以上 の部分</th></tr><tr><td colspan="2">信託報酬の総額</td><td>年1.365% (税抜1.30%)</td><td>年1.365% (税抜1.30%)</td><td>年1.365% (税抜1.30%)</td><td>年1.365% (税抜1.30%)</td></tr><tr><td rowspan="3">内 訳</td><td>委託会社</td><td>年0.5775% (税抜0.55%)</td><td>年0.5250% (税抜0.50%)</td><td>年0.4725% (税抜0.45%)</td><td>年0.4200% (税抜0.40%)</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年0.6825% (税抜0.65%)</td><td>年0.7350% (税抜0.70%)</td><td>年0.7875% (税抜0.75%)</td><td>年0.8400% (税抜0.80%)</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年0.1050% (税抜0.10%)</td><td>年0.1050% (税抜0.10%)</td><td>年0.1050% (税抜0.10%)</td><td>年0.1050% (税抜0.10%)</td></tr></table>		販売会社毎の 純資産総額に応じて		200億円未満 の部分	200億円以上 500億円未満 の部分	500億円以上 1000億円未満 の部分	1000億円以上 の部分	信託報酬の総額		年1.365% (税抜1.30%)	年1.365% (税抜1.30%)	年1.365% (税抜1.30%)	年1.365% (税抜1.30%)	内 訳	委託会社	年0.5775% (税抜0.55%)	年0.5250% (税抜0.50%)	年0.4725% (税抜0.45%)	年0.4200% (税抜0.40%)	販売会社	年0.6825% (税抜0.65%)	年0.7350% (税抜0.70%)	年0.7875% (税抜0.75%)	年0.8400% (税抜0.80%)	受託会社	年0.1050% (税抜0.10%)	年0.1050% (税抜0.10%)	年0.1050% (税抜0.10%)	年0.1050% (税抜0.10%)
	販売会社毎の 純資産総額に応じて		200億円未満 の部分	200億円以上 500億円未満 の部分	500億円以上 1000億円未満 の部分	1000億円以上 の部分																								
	信託報酬の総額		年1.365% (税抜1.30%)	年1.365% (税抜1.30%)	年1.365% (税抜1.30%)	年1.365% (税抜1.30%)																								
	内 訳	委託会社	年0.5775% (税抜0.55%)	年0.5250% (税抜0.50%)	年0.4725% (税抜0.45%)	年0.4200% (税抜0.40%)																								
		販売会社	年0.6825% (税抜0.65%)	年0.7350% (税抜0.70%)	年0.7875% (税抜0.75%)	年0.8400% (税抜0.80%)																								
		受託会社	年0.1050% (税抜0.10%)	年0.1050% (税抜0.10%)	年0.1050% (税抜0.10%)	年0.1050% (税抜0.10%)																								
※「税抜」における税とは、消費税および地方消費税相当額をいいます。																														
・運用管理費用(信託報酬)は毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。																														
その他の費用・ 手数料	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに資金の借入れを行った際の当該借入金の利息、ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引等に要する費用等はファンドより実費として間接的にご負担いただきます。																													
	※その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。																													

※当該手数料等の合計額については、ご投資者の皆様との保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の税率は、個人投資者の源泉徴収時の場合の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して 10%
換金(解約)時・ 及び償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 10%

- ・税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。
 - ・法人の場合については上記とは異なります。
- ※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社(委託者) 明治安田アセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社(受託者) 株式会社りそな銀行
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 投資顧問会社 株式会社りそな銀行
- 販売会社 下表の販売会社一覧をご覧ください。

【販売会社】

- お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

	販売会社名	登録番号	加入協会
銀行	株式会社りそな銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第3号	日本証券業協会 (社)金融先物取引業協会
	株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第593号	日本証券業協会 (社)金融先物取引業協会
	株式会社近畿大阪銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第7号	日本証券業協会
証券会社	株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会 (社)金融先物取引業協会
	岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	日本証券業協会
	コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	日本証券業協会 (社)日本証券投資顧問業協会 (社)金融先物取引業協会
	新潟証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	日本証券業協会
	島大証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第6号	日本証券業協会
信用組合	全国信用協同組合連合会 ※	登録金融機関 関東財務局長(登金)第300号	

※全国信用協同組合連合会との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次ぎに関する契約書」に基づいて、取次登録金融機関(信用組合)の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。